

富津市プレミアム付商品券事業  
取扱店募集要項

**1 趣旨**

富津市が実施するプレミアム付商品券事業の取扱店を募集するため、必要な事項について定める。

**2 取扱店の募集受付期間**

①令和8年2月18日（水）まで

“印刷して配布する”取扱店一覧に掲載し、ホームページにも掲載します。

②令和8年2月19日（木）以降

ホームページにのみ掲載します。

**3 商品券の利用期間**

令和8年4月27日（月）～令和8年8月31日（月）

**4 利用済み商品券の換金期間と換金方法**

換金期間 令和8年4月27日（金）～令和8年9月8日（火）

換金方法 富津市商工会で利用済み商品券と引換に換金額確認書の発行を受ける。換金額確認書の内容を基に、下記のとおり登録した振込指定口座へ換金額が振り込まれる。

4月30日締め→5月15日振込	5月15日締め→5月29日振込	5月31日締め→6月15日振込	6月15日締め→6月30日振込	6月30日締め→7月15日振込
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

7月15日締め→7月31日振込	7月31日締め→8月14日振込	8月15日締め→8月31日振込	9月 8日締め→9月25日振込
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

**5 商品券の利用制限**

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはで

きない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (6) その他、市が不適当と認めるもの

## 6 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止とする。
- (3) 商品券面額以下の使用の場合であってもお釣りは渡さないこと。
- (4) 不足分は現金等で受け取ること。
- (5) 有効期限を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- (6) 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者（富津市）は責を負わないものとする。

## 7 取扱店の登録資格

富津市内に事業所（店舗）を有する者とする。なお、キッチンカーや通販等の固定店舗を持たない事業者は、富津市が納税地となっていること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する暴力団及び同条第6号に該当する暴力団員が関与する者
- (4) 上記（1）～（3）のほか、対象外とすることが適当であると富津市が認

## めた者

### 8 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、掲示物（ポスター等）を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用される商品券が偽造でないか確認すること。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに富津市へ報告すること。
- (3) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならない。
- (4) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (5) 富津市及び富津市商工会と適切な連携体制を構築すること。

### 9 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、「取扱店登録申請書」及び「振込指定口座登録申請書」を富津市商工会に提出しなければならない。または、富津市商工会ホームページの取扱店登録申請フォームより申請しなければならない。
- (2) 富津市商工会は、申請のあった事業者を商品券取扱店登録台帳へ登録し整理する。
- (3) 富津市商工会は、登録した事業所等へ、取扱店であることの資材（ポスター等）を配付する。

### 10 取扱店の区分

- (1) 大型店 次のいずれかに該当する取扱店とする。
  - ア 延床面積1,000m<sup>2</sup>以上の小売業を営業の主体としている店舗
  - イ 上記（ア）の店舗内で営業している店舗（店舗面積1,000m<sup>2</sup>以上の小売業を営業の主体としている店舗に限る。）
- (2) 中小店 大型店以外の取扱店とする。

### 11 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。また、利用済み商品券の換金にかかる手数

料は無料とする。

## 12 登録事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに富津市商工会に届け出るものとする。

## 13 取扱店資格の喪失

富津市は、本要項に定める行為に反する行為が認められた場合は、取扱店の登録を取り消すことができる。

## 14 取扱店募集の周知方法

- (1) 広報ふつつ掲載
- (2) 富津市ホームページ掲載
- (3) 富津市商工会ホームページ掲載
- (4) 富津市商工会LINE公式アカウント掲載
- (5) その他

## 15 取扱店の周知

- (1) 配達地域指定郵便で取扱店一覧（暫定版）を全戸配布
- (2) 購入対象者へ取扱店一覧を配布
- (3) 富津市ホームページに掲載
- (4) 富津市商工会ホームページに掲載
- (5) その他

## 16 その他

- (1) 募集要項に記載のない事項または定めのない事項は、富津市がその対応を決定する。
- (2) 取扱店説明会を実施するので参加すること。